



## 報道発表資料

令和3年3月26日（金）

【照会先】

山形労働局 職業安定部 職業対策課

課長 小友 有子

課長補佐 小林 正治

地方障害者雇用担当官 岸 弘行

（電話）023-626-6101

（FAX）023-635-0581

### 山形県第1号！

## 障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度 1社を「もにす認定」しました

山形労働局は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、  
以下の事業所を「もにす認定企業」として認定しました。

令和3年3月16日認定

**株式会社 リフライ（寒河江市）** 業種：サービス業

もにす認定制度は、個々の中小事業主における障害者雇用の進展に対する社会的な関心を喚起し、障害者雇用に対する事業主の理解を促進するとともに、先進的な取組を進めている事業主が社会的なメリットを受けられることができるよう、令和2年4月に新設されたものです。

認定を受けた企業は、自社の商品・サービスや広告などのほか、ハローワークの求人票に「障害者雇用優良中小事業主認定マーク」を表示することができます。厚生労働省と山形労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができ、企業の魅力を広くアピールすることができます。



企業と障害者が、  
明るい未来や社会の実現に向けて

**と も に す す む**

という思いをこめて、  
愛称を「もにす」と名付けました。